

◎日本財託、家族信託コーディネイト強化  
―不動産売買支援へ会計・税理士と連携

日本財託は、財産を持つ高齢者を対象に、資産承継の仕方を自由に設計できる「家族信託」をコーディネートする取り組みを強化する。家族信託の契約をサポートすること、不動産の売却や中古マンションの購入を含む資産の組み換えなどの支援につなげたい考え。認知症に対応した相続対策として、会計士や税理士向けのセミナーも開催し、専門家との連携にも力を入れる。

家族信託は信託法に基づく民事信託の一種で、資産を持つ人(委託者、受益者)が信頼できる家族(受託者)に不動産や預貯金の管理・処分を任せる仕組み。認知症になって資産を動かせなくなることを防げるほか、家賃収入などの受益権をどう相続させるかも自由に決められる。例えば、自分の死後、財産の相続人が死亡した際に、誰が財産を相続するかも定めておくことができる。家族関係が複雑なケースや認知症の恐れがあるケースなどに効果を発揮するとされ、同社は生産緑地の相続などでも家族信託が有効とみて取り組みを加速させている。

同社は2年前から家族信託の相談受け付けやセミナー開催を行っており、2年間で関わった家族信託の契約件数は30件以上、個別相談件数は250名以上、セミナー参加者は700名に上る。家族信託を契機とした資産の組み換えで同社の中古マンションを購入した事例も複数あるという。資産が多くあるケースでは、家族信託と法人への資産移転を組み合わせることで税負担を圧縮することも有効とされ、法人化に関わる会計士、相続対策に関わる税理士との連携を深めるため、会計士・税理士限定のセミナーを8日に開いた。